

## 行政困りごとありませんか? ～春の行政相談週間～

5月21日(月)から27日(日)までの1週間は、「春の行政相談週間」です。

行政相談は、役所(国、県、市町村)や特殊法人等(高速道路株式会社、NTT、郵便局など)の仕事に関して困っていることや納得がいかないこと、要望したいことについて相談に応じ、その解決や実現の促進を図るもので

行政相談委員は、自宅などでも相談に応じていますが、当町ではこの期間に関わらず、次のとおり行政相談所を開催しております。

相談は無料で、秘密は堅く守られます。気軽にご相談ください。

### ◎定例相談日

◇日時 第1、第3木曜日  
午前10時～午後3時  
◇場所 志津川保健センター

☎46-5113

※生活相談、人権相談と合同で相談所を開設しています。今月の相談日は24ページをご覧ください。

※相談日が変更になる場合があります。

総務大臣から委嘱を受け、南三陸町を担当する行政相談委員は、小坂曾代子さんと高橋才二郎さんです。



行政相談委員  
小坂曾代子さん  
(⑤大森)



行政相談委員  
高橋才二郎さん  
(⑥番所)

### 5月は児童福祉月間です

#### 「見つけよう みんながもてるいいところ」

子育てに悩んだり、困ったりしたらご相談ください

\*志津川保健センター ☎46-5113

\*歌津保健センター ☎36-9110

\*子育て支援センター(志津川保育所内) ☎46-3692、46-3679

4月1日から5月31日までは、春の農作業安全運動期間です。県内では、過去5年間で農作業における死亡事故が12件発生するなど、毎年農作業中における重大事故が多く発生しています。特に、春の農繁期(4、5月)に集中して発生しています。次のこととに注意し、農業の安全に努めてください。

## 春の農作業安全運動展開中! 十分な点検整備と基本操作を大切に!

農道などをトラクターなどで走行する際に注意すべき点

◇農道などの路肩は崩れやすくなっている場合がありますので、路肩付近の走行は十分注意してください。  
特に、春の農繁期(4、5月)に集中して発生しています。次のこととに注意し、農業の安全に努めてください。

ほ場でトラクターや田植機を操作する際に注意すべき点

◇車に追突される事故も発生しています。夕方や夜に道路を走行する場合には、早く他の車に存在を気づかせるよう、低速車マークや反射テープを利用して、身を守りましょう。

◇ほ場での作業終了後に、ブレーキペダルの再連結を忘れてしまい、事故につながるケースが多くあります。ほ場作業終了後の左右ブレーキペダルの連結を習慣付けてください。

◇高齢になると体力の回復に時間がかかります。こまめに休憩を入れ、疲労回復のために時間を割くように心がけましょう。

平成19年1月1日以前に建築された住宅のうち、平成19年4月1日から平成22年3月まで

平成18年度の税制改正により、一定のバリアフリー改修工事が行われた既存の住宅について、固定資産税の減額措置が創設されました。次の要件に該当する住宅については、申告により翌年度分の固定資産税額の減額が受けられます。(1回限り)

## バリアフリー改修した住宅に係る固定資産税が減額されます

平成19年1月1日以前に建築された住宅のうち、平成19年4月1日から平成22年3月まで

31までに高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われたものが対象になります。なお、床面積の半分以上が住居用以外(店舗、事務所など)の建物と、貸家は対象となりません。

改修の要件

31までに高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われたものが対象になります。なお、床面積の半分以上が住居用以外(店舗、事務所など)の建物と、貸家は対象となりません。

改修の要件

31までに高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われたものが対象になります。なお、床面積の半分以上が住居用以外(店舗、事務所など)の建物と、貸家は対象となりません。

減額される額

31までに高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われたものが対象になります。なお、床面積の半分以上が住居用以外(店舗、事務所など)の建物と、貸家は対象となりません。

減額される額

31までに高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われたものが対象になります。なお、床面積の半分以上が住居用以外(店舗、事務所など)の建物と、貸家は対象となりません。

減額を受けた方、または障害者が居住している必要があります。

減額を受けた方、または障害者が居住している必要があります。

減額を受けた方、または障害者が居住している必要があります。

## あなたの家は大丈夫ですか? 木造住宅の耐震化事業をご利用ください

町では、戸建木造住宅の耐震化を推進するため、耐震診断などへの助成を行っています。

耐震診断を希望する方は、建設課または歌津総合支所産業建設課にお問い合わせください。

### ■耐震診断事業

#### ◇対象建築物

- 昭和56年5月31日以前に着工された戸建木造住宅
- 在来軸組構法または枠組壁構法による木造3階建以下の住宅
- ◇自己負担額 8,000円～

### ■耐震改修工事助成事業

◇対象建築物 耐震診断を実施した結果、評点が1.0未満であった住宅

◇補助額 対象工事費60万円を上限とし、2分の1まで補助します。

※受付締切は、7月31日(火)まで。

申し込み・問い合わせ  
建設課 都市住宅係 ☎46-1377  
歌津総合支所 産業建設課 土木住宅係 ☎36-3926

## 商業統計調査

平成19年6月1日

この調査は、全国の卸売業・小売業を営むすべての事業所を対象に、統計法に基づいて実施する国的重要な調査です。

お答えいただいた調査の内容を統計以外の目的に使用することは一切ありません。

5月下旬から調査員が各事業所にお伺いしますので、ご協力をお願いします。



経済産業省・宮城県・南三陸町